

ふくし TIMES

<http://www.knsyk.jp>

vol. 749



ともしび運動

2014. 4

編集・発行  社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

福祉タイムズ



〈撮影・菊地信夫〉

よみがえる 懐かしい地元の情景

自治体の広報に添える挿絵や風景画のイラストレーターとして活躍する沖野紘史さん（足柄上郡開成町在住）の作品が今、評判を呼んでいる。「何げない日常にあって、みんな知っているけれど意識はしていない。地域の隠れたシンボルを掘り出していくことが、僕にとって“地元を描く”という作業なのだと思う」沖野さんの描き出す神奈川の景色は、人々の郷愁を呼び覚ます。

【関連記事12面】

contents

- 02 特集 平成26年度県社協事業計画・予算
- 04 NEWS & TOPICS
「第31回神奈川県障害福祉職員実践報告会」開催報告ほか
- 06 私のおすすめ
子どもの安全を守るために防犯について考えてみませんか
- 07 福祉最前線 (公社)神奈川県介護福祉士会
- 08 連載 私たちの目指す「地域包括ケアシステム」①
- 10 県社協のひろば
市町村社協部会『かながわの社協からの提案2014』ほか
- 12 かながわHot情報
集団でのコミュニケーションに難しさを抱える方たちが地域とつながり、特技を生かして働く機会を

住民の主体的な参加と公私協働による 誰もが安心して生活できる地域づくりの推進

—平成26年度県社協事業計画・予算

依然として不安定な経済情勢や厳しい雇用環境、さらには世帯構成の変化や家庭機能の変容、地域社会における人間関係の希薄化なども相まって、社会的孤立や経済的困窮、虐待等の権利侵害など、地域の福祉課題はより深刻化しています。国ではこうした社会情勢等に対応していくために制度改革を進めており、本年度はその動向を見据えながら、公私のさまざまな機関・団体との協働により住民同士の支え合いの仕組みを推進し、福祉サービスの質の向上を図りながら、誰もが安心して生活できる地域づくりに向けて取り組んでいきます。

1. 地域の状況に応じた福祉 コミュニティづくりの推進

日常生活圏域における住民主体の先駆的な活動実践を広く県内へ広めるなど、県域（広域）の役割を踏まえた福祉コミュニティづくりを推進していきます。

また、民生委員児童委員が活動しやすい環境を目指し、各民児協と課題の共有化や解決のための検討等を行います。更生保護活動と福祉活動の協働に向けては、生活支援上の共通課題等の整理・解決に向けた検討を関係機関と連携して進めます。

■市町村社協や行政等と連携し、市町村地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定・推進に対する支援を図るとともに、市町村域や日常生活圏域における今日的な課題に対応した取り

組みへの支援を通じて、地域福祉を推進するための具体的な手法や共通課題を把握し、普及に取り組めます。

■平成25年度に実施した「市町村社協強化プロジェクト」【関連記事10面】の検討結果を踏まえ、市町村社協の特性を生かした総合相談体制機能の構築を目指したモデル事業等を展開し、地域福祉推進に向けた理解促進を図ります。

■平成24年度に作成した『民生委員児童委員の役割と活動しやすい環境づくりに向けて』報告書を活用し、民生委員児童委員の活動環境等の整備に向けた取り組みを推進するとともに、活動を支えるための研修、情報提供等を充実させます。

■地域を基盤とした更生保護活動と福祉活動との連携による取り組み課題等の整理を行うとともに、関係機

関・団体との懇談会等を通じた意見交換、情報共有を図ります。

2. 身近な地域における権利 擁護相談体制づくりの推進

判断能力が十分でない高齢者や障害者等の権利を擁護することを目的に、市町村社協等と連携して、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを進めるとともに、相談支援機関の連携強化とネットワーク形成を支援します。

■日常生活自立支援事業の適正かつ円滑な実施に向け、市町村社協や関係機関等との連携・協働を進めます。

■身近な地域における成年後見制度の利用促進に向け、法人後見の立ち上げを検討する市町村社協への支援や、NPO法人等の後見受任状況の調査、法人後見担当者養成研修（初

任者・現任者）を実施します。

■市民後見制度の理解促進・普及に向け、市町村域での実践研修に対する支援や基礎研修の実施、普及啓発資料等を作成します。

■身近な地域における「市町村権利擁護・成年後見推進センター（機能）」の構築に向けた協働実践を進めるほか、権利擁護研修プログラムの構築、身元保証人等を取り巻く仕組みやサービスの研究・検討等を行います。

3. 福祉サービスの質の向上 に向けた法人・施設等への 支援と人材確保・育成に 向けた取り組み

誰もが安心して質の高い福祉サービスが受けられるよう、社会福祉法人・施設等を会員とする部会・協議会活動を積極的に行い、緊急的な共通課題への取り組みを進めます。

また、福祉サービス第三者評価の受審を促進し、社会福祉法人・施設等の安定的な経営・運営を目指します。福祉人材については、施設の状態や求職者動向を踏まえ、確保・育成の両面から事業を展開します。

■社会福祉法人等に期待される役割の発揮や福祉各分野における課題解決に向けた事業、政策提言活動などに部会・協議会で取り組むとともに、経営基盤の強化に向けた支援や地域福祉推進における社会福祉法人の役

割の検討などを通じ、福祉サービスの価値を高め、福祉分野の法人における新たな価値の創造を目指します。

■福祉施設等がサービスの質を高めるための自己評価活動・福祉サービス第三者評価の受審を促進します。

■求職者や求人者の相談体制を充実させるとともに、就職相談会等の機会を通じ福祉人材確保に努めます。また、高校生・大学生や異業種からの転職者に焦点を当てた取り組みや、「かながわ保育士・保育所支援センター」を通じた潜在保育士等への求職支援、看護師確保に向けた取り組みを進めます。

■福祉人材研修については、経営者部会・施設部会と連携し研修内容の再整理を行うとともに、普及に向けた取り組みを進めます。また、福祉現場の実情を踏まえ、非正規雇用職員対象の研修や福祉サービス利用者の高齢化等によりニーズが高い「看取り」の研修等を実施します。

4. 低所得世帯や障害者、高齢者世帯等の生活の再建や自立に向けた支援

近年の厳しい雇用・経済情勢の中、生活福祉資金貸付事業等を通じて、低所得世帯等への生活の再建や経済的な自立に向けた支援を行います。

また、生活困窮者自立支援法等の

動向を踏まえ、生活福祉資金の相談

で把握したニーズの他制度・事業との連携のあり方について検討します。

■市区町村社協、民生委員児童委員、関係機関・団体等との連携・協働により、生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金の適正な運用を図ります。

■「生活福祉資金貸付事業運営計画」の2年次として、国・県の制度、政策動向を踏まえた生活福祉資金貸付制度の位置づけの確認、社協としての「生活支援活動の強化」に向けた取り組みを推進します。

5. 生活困窮者の総合相談、生活の再建や自立に向けた支援

社会福祉法人等を会員とする経営者部会との連携のもと、生活に困難を来している方々に対して総合的な生活相談支援を行うとともに、国が平成27年度に制度化を予定している「生活困窮者支援制度」の構築に向け、諸課題を検討するためのモデル事業を実施します。

■社会福祉法人による要支援者に対する総合的な生活相談支援「かながわライフサポート事業」を実施します。また、事業の着実な推進に向けて、参加法人拡大への取り組みや、コミュニティソーシャルワーカー養成研修・事例検討会の開催等を通じた支援体制の強化を図ります。

■「かながわライフサポート事業」の実績を生かしながら「生活困窮者

の

自立促進支援モデル事業」による総合相談支援を展開します。

6. 県社協の経営・運営体制整備

社会情勢の変化や今後の地域福祉推進に向けた課題を踏まえ、組織・

財源等のあり方の見直しを進めるとともに、自主財源確保に向けた取り組みを推進します。

また、現行計画における成果や課題等を踏まえつつ、次期活動推進計画策定に向けた準備を進めます。

〔企画調整・情報提供担当〕

【表】平成26年度総合資金収支計算書

(単位：千円)

会計及び事業区分、拠点区分	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
総合計	0	15,734,457	15,734,457	
1 一般会計	0	8,140,458	8,140,458	
(1) 社会福祉事業区分	0	7,633,290	7,633,290	旧一般会計
社会福祉事業拠点区分	0	7,633,290	7,633,290	
(2) 公益事業区分	0	484,374	484,374	旧公益事業特別会計
公益事業拠点区分	0	484,374	484,374	
(3) 収益事業区分	0	22,794	22,794	旧収益事業特別会計
収益事業拠点区分	0	22,794	22,794	
2 その他特別会計	0	7,593,999	7,593,999	
生活福祉資金特別会計	0	7,128,830	7,128,830	
県単生活福祉資金特別会計	0	3,688	3,688	
生活福祉資金貸付事務費特別会計	0	277,422	277,422	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金特別会計	0	125,002	125,002	
臨時特例つなぎ資金特別会計	0	59,057	59,057	

※社会福祉法人新会計基準へ移行したことに伴い、前年度予算額は0円で表記

*参考(旧会計に基づく予算額)

(単位：千円)

会計単位	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
合計	16,206,828	15,734,457	△472,371	
一般会計	7,868,860	7,633,290	△235,570	社会福祉事業区分・同拠点区分
公益事業特別会計	484,206	484,374	168	公益事業区分・同拠点区分
収益事業特別会計	21,805	22,794	989	収益事業区分・同拠点区分
生活福祉資金特別会計	7,338,812	7,128,830	△209,982	
県単生活福祉資金特別会計	4,321	3,688	△633	
生活福祉資金貸付事務費特別会計	273,846	277,422	3,576	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金特別会計	125,002	125,002	0	
臨時特例つなぎ資金特別会計	89,976	59,057	△30,919	

共生社会の実現に向けて
 ～自分で決める、自分らしい暮らしを～「第31回
 神奈川県障害福祉職員実践報告
 会」開催報告

3月12日、県社会福祉会館において障害福祉施設職員実践報告会が開催されました。年度末の開催にもかかわらず参加者は330人を超え、用意した座席が足りなくなるほどの盛況ぶりです。施設職員の関心の高さがうかがえます。

県知的障害施設団体連合会（以下、「県知連」）・県民間知的障害施設協同会・県身体障害施設協会・県精神障害者地域生活支援団体連合会・本会の5団体が主催・共催する同報告会ですが、平成25年に県知連が設立50周年を迎えたこともあり、40人以上の実行委員を中心に、特にテーマ設定などに力を入れ企画されました。

冒頭、主催者を代表して県知連会長の安藤浩己さんによる開会挨拶を経て、午前中は、今回の報告会のテーマ「共生社会の実現に向けて」を演題に、日本女子大学教授の久田則夫さんが基調講演を行いました。



満員の全体会場(上)。
講演で参加者を激励する久田さん(左)

久田さんは知的障害者施設で生活支援員として勤務していた経験があります。講演の中で、昨今の度重なる障害者虐待の報道に触れ、「時代遅れの支援方法にこだわらず、正しい時代感覚を持って働いていただきたい。プロであるからこそ、日ごろ当たり前だと思っ
 ている支援を『本当にこれで良いのか』と疑い、見直す姿勢が必要だ」と語りました。

午後は7つの分科会に分かれ【表】、各施設・職員が利用者と真剣に向き合う中で生まれた日ごろの取り組みを紹介し合ったり、利用者支援における課題について意見交換し合ったりして、充実した時間を過ごしました。

(社会福祉施設・団体担当)

【表】 第31回神奈川県障害福祉職員実践報告会分科会および演題

分科会テーマ	演 題
(第1分科会) 困難事例への支援	①寄り添う支援を目指して～コミュニケーションの困難さを超えて～ ②PDCAサイクルに則ったSさんの支援 ③行動障害のある成人期自閉症の方の通所支援における実践報告 ④強度行動障害状態にある方の自己決定・自己選択 ⑤ケアホーム入居利用者の触法行為とその対応について
(第2分科会) 相談支援のあり方	①障害者支援施設における計画相談 ②サービス管理責任者と相談支援専門員の連携 ③川崎市における相談支援事業の再編整備について、現状と課題を考える
(第3分科会) 地域の暮らしへの支援 (地域定着等を含めて)	①竹の子学園(入所)から竹の子ホーム(ケアホーム)に移行された方々の移行経緯とこれからの課題 ②重度失語症者の地域移行と社会参加の支援～人生初の単身生活と職場復帰を目指して～ ③家族短期入所事業に関する調査報告 ④生活訓練の取り組み ⑤入所利用者が地域で生活していくための働きかけ
(第4分科会) 発達障害児(者)の 理解と支援	①強度行動障害の方の日中活動支援について ②Aさんの睡眠時間と情緒の安定の関係性 ③刺激に弱い人への支援～太田ステージを活用して～ ④小規模グループケアの実践から～対人関係の取りにくい児童への支援～
(第5分科会) 高齢化に伴う支援	①高齢化に伴う支援 ②知的障害者の老後を支える～ケアホームで過ごす老後とターミナルケアについて～ ③知的障害者入所施設におけるリスクマネジメントについて ④膀胱ろう造設した方への支援
(第6分科会) 日中活動の支援	①津久井やまゆり園の日中活動の変遷と在宅支援～日中活動(生活介護)を中心とした取り組みと今後の課題～ ②新人職員研修システムの検討とプログラム化 ③重度知的障害者施設における専門職の活用と連携～PTとOTとの協同による支援を通じて～ ④小規模施設(分場)への移行に関するメリットと課題
(第7分科会) 働くことの支援	①スキル向上のために免許証を発行 ②「みんないっしょ」の漬物作業 ③ぽこ・あ・ぽこの就労支援 ④発達障害者を雇用する企業支援のあり方に関する一考察

福祉のうごき

2014年2月28日～3月27日

Movement of Welfare

●常勤保健師の配置割合 神奈川は全国最少
厚労省は3月18日、「平成24年度地域保健・健康増進事業報告の概況」をとりまとめた。保健所および市区町村において、人口10万対でみた常勤保健師の配置状況(全国値)は19.2。本県は最も少ない11.2で、最も多い島根県(39.1)との間に大きな開きがみられた。

●要介護4以上で特養入所待ち
在宅者は約8.7万人
3月25日に厚労省が「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」を公表した。入所申込者は全国に約52.4万人。入所の必要性が特に高い要介護4および5の認定を受けながら、在宅で生活する人は約8.7万人で全体の16.5%を占める。本県の入所申込者数は、東京都・宮城県に次ぐ2万8,536人(要介護度別の把握なし)。

●外国人介護福祉士候補者の国家試験
初受験者の合格率が大幅上昇
3月27日、厚労省が公表した第26回介護福祉士国家試験結果において、経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の合格者は78名(合格率36.3%)。再受験者が全体の43%を占めたものの合格率は12.9%にとどまり、初受験者の合格率が大きく上昇した。

●改正精神保健福祉法施行へ
4月1日から、改正精神保健福祉法(一部を除く)が施行される。保護者制度が廃止されるほか、医療保護入院者の早期退院に向けた取り組みとして「退院後生活環境相談員」が配置される。なお、今後3年をめどとする検討規定として、退院後の地域の受け皿づくりのあり方等についての議論が継続して行われる予定。

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。防犯カメラや新型AEDも取扱っております。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人
神奈川県福祉研究会
福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)
代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作

きかん印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所
〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1588
http://www.kki.co.jp/

国家戦略特別区域指定に向けた神奈川の取り組み

3月28日に開催された「第4回国家戦略特別区域諮問会議」において、東京都・神奈川県の一部などを国家戦略特別区域※(以下、「特区」とする)区域案が発表されました。

※昨年6月の閣議決定「日本再興戦略」に基づき、国家戦略にふさわしいプロジェクトを推進することにより「民間投資の喚起により日本経済を停滞から再生へ」導くことを目的とした特区

昨年9月、県・横浜市・川崎市は共同で、特区に対する提案書「健

康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン」ヘルスケア・ニューフロンティアの実現に向けて「」を作成し、国に提出しました。

この提案では、規制緩和等を通じて健康・医療市場のビジネス環境を整備し、革新的な新規ビジネスモデルを確立することを目標とし、超高齢社会に対応するため、「健康維持・増進に向けた取り組みや治療が難しい疾患の早期診断技術の確立」「日常生活や身近な場所における健康情報の収集・分析・提供」等を通じ、健康・未病産業

を創出すること等を重点施策に掲げています。

併せて県政策局では、「未病を治す(特定の疾患の予防・治療にとどまらず、心身全体をより健康な状態に近づける)」をキーワードに、地域の活性化を図る「県西地域活性化プロジェクト」を策定。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を視野に、未病を治す「神奈川モデル」を推進する方針を示しています。

※詳しくは、県ホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/>)に掲載
(企画調整・情報提供担当)

私のおすすめ

子どもの安全を守るために 防犯について考えてみませんか

うららかな春を迎え、幼稚園や保育園、小学校では新学期が始まりました。今年、ご入園・ご入学のお子さまのいるご家庭も多いでしょう。子どもが保護者の手を離れて成長していくのは嬉しいものですが、危険な目に遭うことはないだろうかと心配も尽きません。そこで今回は子どもが巻き込まれやすい犯罪を知り、それらを回避するために心がけることをご紹介します。

❖ 子どもを狙う犯罪は身近な場所で発生

神奈川県警察のウェブサイト『防犯テキスト』子どもを犯罪から守るために』(http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd0050.htm)によると、子どもが被害者になりやすい犯罪は、誘拐、わいせつ行為、暴行・恐喝で、わいせつ行為は女兒だけでなく男児が狙われることもあるそうです。

具体的にどのようなケースが発生しているかというと、路上で言葉巧みに話し掛けられて連れ去られる、車から声を掛けられて車内に引っ張り込まれる、人通りが少ない場所で暴行や恐喝を受ける、公園のトイレに連れ込まれる、自宅の玄関で鍵を開けた瞬間に室内に押し込まれる、配達の人を装ってドアを開けさせて入り込まれるなどです。このような犯罪は駐車場やエレベーターでも起こり、ほとんどが子どもの身近な場所で発生しているのが分かります。



❖ 自分の身は自分で守ることを自覚させる

これらの犯罪から子どもを守るためには、子どもに

今月は ⇨ (N)ままとんきっず がお伝えします!

今年で子育て支援活動22年。お母さんたちが主体となって、親子が集うサロン運営、グループ保育、各種講座の開催、産後サポート、子育て支援センター運営などを展開。情報誌・単行本の発行物は40冊を超え、一部は海外でも翻訳出版。『子育てしながら輝いて生きる—0~6歳育児を楽しむママたちの声—』も大好評。2010年の内閣府「チャイルド・ユースサポート章」を受章。

〈連絡先〉川崎市多摩区菅稲田堤3-5-43

TEL/FAX 044-945-8662

URL <http://www.mamaton.jp.org/>



「自分の身は自分で守らなければならない」と教えておくことが必要です。そして、子どもと一緒に近所や通学路を歩き、安全な場所と危険な場所はどこかを確認します。この

とき、危険な場所には行かないようにしようと教えるのはもちろん、ここに行かなければならないときはどうすればよいか、子どもの意見を聞くことも肝心です。「一人で行かない」「誰かに話し掛けられても家の人以外にはついていかない」などと、子ども自身がどうしたらよいかに気づくことができ、自らを守る力があると自信をつけることにつながります。

また、危険な目に遭うと恐怖心から声が出ないときがあるので、「助けて」と大きな声を出せるように訓練すること、何かあったときは家族に話せるように日頃からコミュニケーションをとっておくことも大切です。

子どもの防犯についてもっと知りたい場合は、神奈川県警察のウェブサイトや、子どもの防犯について書かれた本を参考にするのもお勧めです。家族で防犯を心がけ、子どもの安全を守りましょう。



こんなときどうする? と場面を挙げて、対処法をくわしく紹介

『親子で実践! 犯罪・危険・事故回避マニュアル』(小宮信夫監修/主婦と生活社)



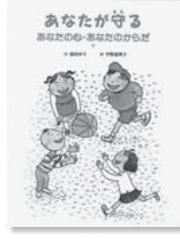
危険な人の見分け方・防犯バザーの使い方・正しい逃げ方などが分かる一冊

『防犯先生の子ども安全マニュアル』(清永賢二著/東洋経済新報社)



著者による“わが家の防犯マニュアル”が細かく徹底されていて、保護者の参考になる

『犯罪から子どもを守る50の方法』(国崎信江著/ブロンズ新社)



子どもの権利について、子どもにも分かりやすい文と絵で易しく説明

『あなたが守る あなたの心・あなたのからだ』(森田ゆり作 平野恵理子絵/童話館出版)

(公社)神奈川県介護福祉士会

会長 野上 薫子



平成5年10月設立、同24年10月公益社団法人へ移行。会員数1,162人(平成26年3月現在)。介護福祉士のキャリアアップ研修、介護職員の職業倫理、専門的知識・技術・福祉サービスの質向上のための事業を展開。

(連絡先) ☎045-319-6687 FAX045-222-6676

URL <http://www.kanagawa-accw.org/>

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

介護福祉士の専門性 ～介護福祉サービスの質が問われる

介護福祉士は「社会福祉士及び介護福祉士法」に定められた国家資格です。わが国の高齢社会の進展に伴う、介護ニーズの多様化・高度化に対する専門的対応の必要性、シルバーサービスの進展によるサービスの質・倫理性確保の必要性等、福祉サービスの質を保証する介護福祉の専門職として誕生しました。

平成19年の同法改正では、「介護福祉士の質の保証」「社会的評価の向上」に向けた定義・義務規定、カリキュラムの変更、資格取得方法の見直しがなされ、養成校等卒業生には新たに国家試験の受験を、実務経験者には新たに6月以上の養成課程(実務者研修)を受験資格に義務付け、同24年4月1日施行と決めました。その後、「介護人材の確保とサービスの質の向上」の観点から、介護福祉士によるたんの吸引など医療的ケア導入等の準備を行うこととして、資格取得方法の一元化は3年間延長され、同27年度から本格実施されることになっていました。

しかるに国は「介護人材の確保のための方策を検討する」という理由で、突然、資格取得方法の一元化を再度

1年間延期することを閣議決定しました。(公社)日本介護福祉士会をはじめ、47都道府県の介護福祉士会では、見直し延期反対の緊急要望書を厚労大臣に提出し、署名活動を始めています。

今回の法改正は明らかに、国民の望む「介護の質の向上」「安らかな老後の保障」に逆行するものです。介護福祉士が国家資格である以上、資格取得の一元化は介護福祉士の「質の保証」の第一歩なのです。加えて、今後、一層の増大が予測される認知症の人の介護にこそ職業倫理に裏づけられた専門性の高い、良質な介護福祉サービスが必要・不可欠になります。

今日、介護現場は慢性的な介護職員不足が続き、短期就労での離職を繰り返す負のスパイラルが続いています。イメージアップのための努力が続けられていますが、今後さらに、介護福祉士など介護職員の待遇改善、労働環境の整備、介護職員のキャリアパス構築などを図り、介護福祉士を魅力のある憧れの資格にすることこそが解消への糸口となるのではないのでしょうか。

平成26年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の
事故・紛争円満解決のために!

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

■ 基本補償(賠償・見舞)

▶ 補償金額				
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)		
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円	
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円	
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円	
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円	
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円	
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)			1,000万円	1,000万円
お見舞い等	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円	
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)	
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円	

保険期間1年職種級別A級

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
 定員1名あたり
 入所: 1,300円
 通所: 1,390円

スケールメリットを活かし、
**割安な保険料と
 有利な補償と
 です。**

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

◆この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(賠償責任保険「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定期限費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。●

団体契約者 **全国社会福祉協議会**
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン
 TEL:03(3593)6433

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

(SJ13-12122 2014.2.13作成)

身近な地域での切れ目ない支援体制づくりを目指して

～「地域包括ケアシステム」の構築に向けた論点～

急速に進む高齢化に対応しようと、国では、2025年をめどとした「地域包括ケアシステムの構築」を提唱し、本年2月に地域医療・介護総合確保推進法案を国会に提出するなど、制度改革の舵を切っています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることを目指すこの取り組みを、本県の福祉にかかわる関係機関・団体等はどのように受け止め、具体的な地域の取り組みにつなげていこうとしているのか。本年度の連載では、さまざまな取り組みを通じて、私たちの目指す、神奈川らしい「地域包括ケアシステム」のあり方について考えていきたいと思います。

第1回目の今回は、県や市町村の取り組みの基礎となる国の議論を振り返り、地域包括ケアシステムの構築に向けた論点を確認していきます。

地域包括ケアシステムとは何か

平成21年度の厚労省老人保健健康増進事業の地域包括ケア研究会報告では、「地域包括ケアシステム」について、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療・介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」と定義し、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域として、中学校区を基本としています。

なぜ、地域包括ケアシステムを目指すのか

昭和22年から24年に生まれた、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025年まで、あと10年余り。

団塊の世代は、多様な価値観と権利意識を持ち、戦後の経済成長のもとで生活を送ってきた方たちであり、2025年の高齢者像は一層多様化していくことが予想されます。また、人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、全体人口も75歳人口も減少する町村部、その中間型など、多様な地域特性にも対応していかなくてはなりません。

こうした背景から予想される高齢者ケアのニーズの増大、単独世帯の増大、認知症患者の増加などに対応していくために、介護保険・医療保険サービスのみならず、見守りなどの生活支援や成年後見等の権利擁護、住まいの保障、低所得者への支援など、さまざまな支

援の仕組みが必要となってきましたが、そうした仕組みの整備は未だ十分とはいえない現状があります。そこで、地域において包括的・継続的につないでいく仕組みとして、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた議論が始まりました。

本年度を期限とする第5期介護保険事業計画では、「認知症施策」「医療との連携」「高齢者の居住に係る施策との連携」「生活支援サービス」が明記され始め、第6期以降の計画策定を見据え、在宅医療・介護連携の推進等の新規事業の方向性が打ち出されるなど、市町村主体の地域づくり・まちづくりの本格化に向けた取り組みが進められようとしています。

すべての住民のかかわりにより実現する地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、介護保険制度の流れから、高齢者に焦点を当てた議論が進められていますが、地域のすべての住民のための仕組みであり、「すべての住民のかかわりにより実現するもの」と国は発信しています。

地域包括ケアシステムは、元来、高齢者に限定されるものではなく、障害者や子どもを含め、地域のすべての住民にとっての仕組みである。専門職、介護事業者、行政だけでなく、本人（高齢者）や家族、町内会等の住民組織、コンビニや商店、郵便局などさまざまな地域の諸主体、すなわちすべての住民がかかわり、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、「住まい」「生活支援・福祉サービス」「医療」「介護」「予防」の面で相互に支え合うことによって実現する。【図】

【図】地域包括ケアシステムと5つの構成要素

■「住まいと住まい方」を地域での生活の基盤をなす植木鉢に例えると、それぞれの「住まい」で生活を構築するための「生活支援・福祉サービス」は植木鉢に満たされる養分を含んだ「土」と考えることができるだろう。

■「生活（生活支援・福祉サービス）」という「土」がないところに、専門職の提供する「介護」や「医療」「予防」を植えても、それらは十分な力を発揮することなく、枯れてしまうだろう。



出典：平成25年3月「〈地域包括ケア研究会〉地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」

このような、包括的な仕組みを地域に構築するためには、地域包括ケアシステムを高齢者介護の問題と限定するような考え方を脱却することがまず重要である。（略）

地域包括ケアシステムをより広い視点からとらえる社会的な姿勢は、子どもの頃から、生涯教育の観点から意識付けを行っていく上でも重要である。ただし、そうした意識を持つ個人が地域の中においても、一人一人の思いや意欲だけでは、活動が地域的に広がることは期待できない。こうした地域住民に対する

中長期的な意識付けや、地域の中に存在する個人の意欲の組織化は、一義的には市町村の役割であることをあらためて確認し、市町村が施策として積極的に取り組み、社会全体の運動につなげていくことが重要である。

（平成25年3月「〈地域包括ケア研究会〉地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」より）

あらためて問われる「地域の力」

2025年までの間に、地域包括ケアシステムの構築を実現することを目標に、これまで3年に一度、介護保険制度の見直しが行われてきました。現在は、高齢化の進展に伴う需要爆発と資源制約（人材とコスト）を予想した上で、「持続可能な社会保障制度の確立」と「地域包括ケアシステムの構築」の2点が見直しの基本的な考え方とされています。

では、地域の自主性や主体性に基づき、地域特性に応じた仕組みをどのような視点でつくっていくべきか。国の社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月）では「地域の力が再び問われている」と、地方自治体の取り組みに課題を投げかけています。

各地域において地域の事情を客観的なデータに基づいて分析し、それを踏まえて、医療機能の文化・連携や地域包括ケアシステムの構築など医療・介護の提供体制の再構築に取り組んでいくことが必要となる。（略）

また、地域内には、制度としての医療・介護サービスだけでなく、住民主体のサービスやボランティア活動など数多くの資源が存在する。こうした家族・親族、地域の人々等の間のインフォーマルな助け合いを「互助」と位置づけ、

人生と生活の質を豊かにする「互助」の重要性を確認し、これらの取り組みを積極的に進めるべきである。

今後、比較的低所得の単身高齢者の大幅な増加が予測されており、都市部を中心に独居高齢者等に対する地域での支え合いが課題となっている。地域の「互助」や、社会福祉法人・NPO等が連携し、支援ネットワークを構築して、こうした高齢者が安心して生活できる環境整備に取り組むことも重要である。

このような地域包括ケアシステム等の構築は、地域の持つ生活支援機能を高めるという意味において「21世紀型のコミュニティの再生」といえる。

（平成25年8月「社会保障制度改革国民会議報告書」確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」より）

地域に暮らすあらゆる人たちがお互いに理解し合い、支え合うこと。福祉・医療等のサービスを行う主体がその専門性を地域で発揮していくこと。その両面から生まれる、それぞれの地域らしい、まちづくり・人づくりの視点が今、求められています。

福祉サービスの提供をはじめ、さまざまな活動を通じて、私たち福祉関係者が意識して取り組んできた。住民の主体的な参加と公私協働による、誰もが安心して生活できる地域づくり。に、あらためて眼差しが向けられる中、これまでの取り組みや専門性をどのように生かしていく必要があるのか。次号以降、本会会員をはじめとする関係者への取材をもとに、私たちの目指す、神奈川らしい「地域包括ケアシステム」について考えていきます。

（企画調整・情報提供担当）

県社協のひろば

各地域での福祉課題への取り組みが求められる今、
社会福祉協議会が果たす役割と可能性をあらためて発信
 ～『かながわの社協からの提案2014』～

本会市町村社協部会では、社協の共通課題を議論し、課題解決にむけた自主的な研修・研究等の取り組みを行っています。

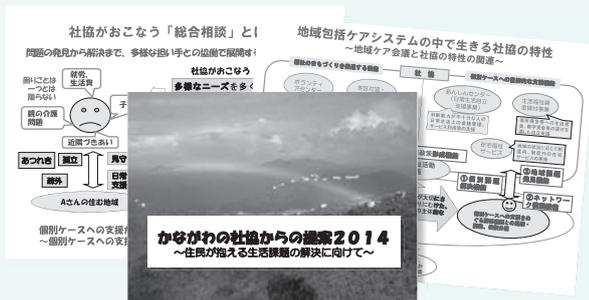
今回は、昨年度「市町村社協強化プロジェクト」で作成した『かながわの社協からの提案2014』（以下、『提案2014』）について紹介します。

社協は、住民と社会福祉法人、福祉団体等、さまざまな地域福祉の担い手の方々に「会員」というかたちで参画していただいている共同体組織という特徴があります。この特徴を生かして、身近な地域の福祉課題をもとに、住民や関係機関等との連携・協働で、たとえばサロンや見守り、災害時・緊急時等を想定した住民相互の助け合い活動や、こうした活動の担い手づくりなどを従来から推進してきました。

現在、超高齢社会を迎え、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくりや、ひきこもり・社会的孤立など新たに発生している問題への各地域の取り組みが求められて

います。その中で、社協は地域福祉推進を目的とする組織として、ますます多くの方々の共感と賛同を得ながら、住民・関係者の連携・協働による取り組みを展開していく必要があります。

そこで市町村社協の幹部職員で構成する「市町村社協強化プロジェクト」では、各社協の実践を持ち寄りながら、これからの時代の社協の役割と可能性を整理しつつ、住民や関係機関・団体の方々に向けて、社協



プレゼンテーションシート製作を想定した『提案2014』。地域課題を踏まえた協働の輪の拡充に向け、各市町村社協の実践や独自性を踏まえてアレンジしながら活用してもらうことをねらいとしています

が推進する地域福祉活動への協働を呼び掛ける、発信のためのツールを作成することとしました。こうして完成したのが『提案2014』です。

『提案2014』は、社協の使命・法的位置づけ・組織特性など、「社協とは何か」の基礎的な整理を踏まえ、「総合相談」「権利擁護」「地域包括ケアシステム」「小地域福祉活動」「災害」などのキーワードごとに、社協特有の機能を生かして実践してきたこと・できることを提示しています。

また、社協職員の言葉を添えて使うPRツールとして作成しており、地域福祉および社協活動の普及、賛同者の拡大等に活用してもらうことを想定しています。

制度の狭間の問題がクローズアップされ、地域の課題に即した多様な資源の連携・協働による取り組みの創出が求められる今だからこそ、社協の役割や可能性を広く関係者に発信し、地域課題解決のための協働の場として社協を活用していただきたいと思います。この『提案2014』を火種に、各市町村社協から地域福祉を共に進める関係者に向けた動きへとつなげていきたいと考えています。

☎ 045-312-4815
 FAX 045-312-6307

(地域福祉推進担当)

第13回かながわ高齢者福祉研究大会

期日 平成26年7月8日(火)
 会場 パシフィコ横浜会議センター2～5階

- 研究発表 (166発表)
- 介護技術発表 (21発表)
- 施設紹介・就職相談コーナー (95ブース)
- ◆ 福祉・介護専門書籍紹介 ◆ 企業協賛ブース [介護用品・福祉機器等展示コーナー]

※大会の詳細、参加申込はホームページでご確認ください
 URL <http://www.kanagawafukushitaikai.jp/>

かながわ 高齢者 大会

検索



【問合先】 本会社会福祉施設・団体担当
 ☎045-311-1424 FAX045-313-0737

役員会の動き

- ◇**理事会** = 3月19日(水) ①任期満了に伴う苦情解決事業第三者委員の選任②事務局組織及び職制等に関する規程の一部を改正する規程(案)③経理規程(案)の制定と現行経理規程の廃止④平成26年度事業計画並びに収支予算(案)⑤平成25年度一般会計補正予算(案)
- ◇**評議員会** = 3月25日(火) 平成26年度事業計画並びに収支予算(案)

屋台、ワークショップ等を実施します

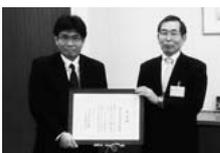
- ◇**日時** = 5月17日(土)、18日(日)両日とも午前10時～午後5時
- ◇**会場** = 県立地球市民かながわプラザ(あーすぷらざ)、横浜市栄区民文化センター(リリス)
- ◇**問合せ先** = 県民局くらし県民部国際課
☎045-210-3748 FAX045-212-2753
URL <http://www.earthplaza.jp/earthfesta/>

(公財)みずほ教育福祉財団 「第31回老後を豊かにするボランティア活動資金助成」の募集

- ◇**助成テーマ** = 「高齢者等の日常生活の援助や生活環境改善につながる活動」「レクリエーションを通じて高齢者等の生活を豊かにする活動」「高齢者と他世代との交流を図る活動」
- ◇**募集期間** = 5月23日(金)消印有効
- ◇**問合せ先** = (公財)みずほ教育福祉財団福祉事業部
☎03-3596-4532 FAX03-3596-3574
※募集要項等はホームページ掲載
<http://www.mizuho-ewf.or.jp/>

寄附金品ありがとうございました

【一般寄附金】 神奈川県民共済生活協同組合



本会児童福祉施設協議会・母子生活支援施設協議会にご寄附いただき、神奈川県民共済生活協同組合手島康博専務理事(左)に感謝状を贈呈



(福)進和学園「しんわ本人自治会連合会」より、ともしび基金へ13年にわたってご寄附いただき、感謝状を贈呈

【交通遺児援護基金】 あいおいニッセイ同和損保あんしん24(株)

【子ども福祉基金】 佐藤和成、荒谷昭子

【ともしび基金】 (財)光之村、(福)進和学園しんわ本人自治会連合会、脇隆志、石野知江、相鉄ローゼン(株)港南台店、(福)恩賜財団済生会平塚病院、神奈川県民生委員児童委員協議会・役員一同、金太郎会
(合計5,500,677円)

【寄附物品】 ともしび製品展示コーナーOB会、柴田喜代子
(いずれも順不同、敬称略)

「平成25年度萬谷児童福祉基金入学支度金交付事業」選考終了!

県内の児童養護施設等に在籍または里親に養育されている児童を対象に、4年生大学・短期大学・専門学校へ入学する際の支度金を支給しています。

助成委員会による、平成25年度の選考の結果は次の通りです。

- ◆**申請者数** 22人
(児童養護施設15人、里親5人、ファミリーホーム2人)
- ◆**交付者数** 9人
(児童養護施設5人、里親3人、ファミリーホーム1人)
- ◆**交付額** 270万円 (30万円×9人)

【問合せ先】
地域福祉推進部 地域福祉推進担当
☎045-312-4813 FAX045-312-6307
E-mail tiiki@knsyk.jp

あーすフェスタかながわ2014のご案内

- ◇**内容** = 多文化共生社会の実現に向けて、民俗芸能ステージやフォーラム、世界各地の料理を楽しむ

ー 社会福祉施設の設計監理 ー

株式会社 **安江設計研究所**

東京都港区高輪 2-19-17-808
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

障がいのある人と家族のための
親切で誠実な
**贈与・相続税などの
無料相談室**

協公認会計士事務所
TEL : 045-402-5923 (直通)
FAX : 045-434-3711

東急東横線またはJR「菊名駅」徒歩1分



「地域の皆さんの思いに触れた経験から、存在感・達成感を得ているように思う。描くことを通じて、自分自身の思いも見つかったんじゃないかな」と父親の美晴さん(右)



小田原・足柄地区をモデルにしたカレンダー。11・12月の題材は「小田原城と象のウメ子」

◆沖野紘史ホームページ「妙見庵」
これまでの作品や展示会の開催予定等を掲載中！
URL <http://odawara-rail.sakura.ne.jp/m/>

**集団でのコミュニケーションに難しさを抱える方たちが
地域とつながり、特技を生かして働く機会を**

表紙の沖野さんが発達障害の診断を受けたのは、専門学校を中退した3年前のこと。当時通っていた相談支援事業所の職員に勧められ、発達障害のある仲間たちと小さな展示会を開いたことが、イラストレーターの道を進むきっかけになりました。

丸みを帯びた柔らかな線画、優しい色味、光と影、地元の人にひと目で伝わる地域のシンボル。イラストを手にとった方たちに懐かしい記憶がよみがえり、自然に会

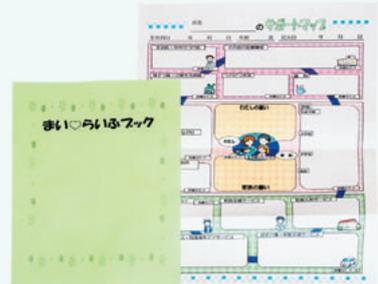
話が生まれていく。そうした一連の流れをもって、沖野さんの目指す、地元の方々に喜ばれる絵は完成します。

現在の活躍の一方、幼いころから学校での集団生活が難しく、家にひきこもりがちで日々が数年続いたという沖野さん。父親の沖野美晴さんは「家の中で何もすることがなく過ごす時間がとても苦痛だったと思う。私たち家族も、将来を考える余裕を持てずにいた」と当時を振り返ります。

「苦しかったとき、神奈川県発達障害支援センターをはじめ、たくさんの方たちに親身に話を聞いてもらった。何か恩返しができるように、地域に貢献できる絵を描き続けたい」と沖野さん。現在は、自治体や社会福祉法人・施設、地元商店などから注文を受けて、資料の挿絵やポスター等のイラスト、名刺に添えるシンボルマークや似顔絵など、月2枚程度のペースで描き上げています。

集団でのコミュニケーションに難しさがあっても、地域とつながるきっかけや人との出会いを得られたことで、その人らしい活躍の仕方や、前に進む一歩につながると、沖野さんの実践が教えてくれています。

(企画調整・情報提供担当)



沖野さんが挿絵を担当した、障害のある方のための記録様式『まい♡らいふブック』(県西障害保健福祉圏域自立支援協議会・サービス提供ネットワーク 重心部会作成)

介護の資格 × 仕事

2014年、横浜校・相模大野・新横浜校開校決定!!
福祉タイムズ購読者 特別キャンペーン!!

初任者研修: 75,800 円!! (テキスト代別・税別)~

※現在、新横浜校での初任者研修の開講はございません

実務者研修: 27,600 円!! (税別)~

※上記の金額には消費税は含まれておりません

※実務者研修は、お持ちの資格により料金が異なります

湘南国際アカデミー

藤沢本校	藤沢市藤沢38-2F	TEL: 0120-961-190
二俣川校	横浜市旭区二俣川1-46-15 2F	TEL: 0120-557-729
横須賀校	横須賀市大瀬町2-15-1 東相ビル5階	TEL: 0120-294-749
新横浜校	横浜市港北区新横浜3-19-11 10階	TEL: 0120-961-190

湘南国際アカデミー

ホームヘルパー2級の資格取得制度が変更になりました!

介護職員初任者研修・実務者研修★無料説明会★
(受講料: 実務者研修 27,600 円(税別)~/初任者研修 75,800 円(テキスト代別・税別)~)

初任者研修 月々 29,000 円~!!

実務者研修 5月開講 早割開始!

介護福祉士の実技試験が免除になります

月々 14,900 円~!!

※始めやすい分割払いスタート!

※上記の金額には消費税は含まれておりません

※該当者には就職祝い金・受講料キャッシュバック制度有!

※当校の紹介する就労先で就職が決まった方、業界大手の事業所を含め、県内に多数ございます!



この広告で、5,000 円割引券として使えます!

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

【発行日】2014(平成26)年4月15日(毎月1回15日発行)

【編集発行人】鈴木和夫

ご意見・ご感想をお待ちしています!

【発行所】社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

【印刷所】株式会社神奈川機関紙印刷所

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4番地の2 ☎045-311-1423 FAX045-312-6302 E-mail kikaku@knsy.jp